

間メディア時代における〈民意〉を考える

—オンラインデモは社会を動かすか—

遠藤 薫

学習院大学法学部教授

1. はじめに—2001年から2011年へ

2001年9月11日夜、TVのスイッチを入れると、ニューヨークの摩天楼の間を、場違いな飛行機がふらふらと飛んでいた。あっけにとられているうちに、飛行機はまるで冗談のようにツインタワービルに突っ込み、世界一の高層ビルは一瞬で倒壊した。アメリカは元より世界中の人びとが驚愕し、情報を求めた。しかし、マスメディアも情報をもつていなかつた。それは、人びとが情報を求めてネットに殺到した初めての時だった。そしてネットがそれに応えた。現場近くにいた人びとが、自分のウェブカメラで撮った最新の状況をブログを通じて、世界に発信し始めたのだ。私たちの情報空間は大きく変わりはじめた。

2011年3月11日、東日本を巨大地震が襲つた。交通網は途絶し、現地メディアも壊滅的な被害を受けた。替わってTwitterなどのソーシャルメディ

アを介して、被災地の中から日本全国へ、全世界に向けて、傷ついた人の声が発信された。僅かな情報を伝え合い、支援の活動が結ばれた。前年末から中東では「アラブの春」と呼ばれる一連の民主化運動が、ソーシャルメディアも媒介に、凄まじい勢いで拡大していた。ネットを介した新たな社会関係に注目が集まつた。

ただし、現代の情報環境をネットだけに注目して考えるのは間違いである。今日のメディア環境は、従来のマスメディアと、人間の歴史以来の対面的コミュニケーション（メディア）、それにソーシャルメディアが、相互に重なり合い、融合し、行き來し、共振するような空間である。これを「間メディア空間」と呼ぶ。本稿では、コロナの渦中における〈民意〉のダイナミズムを、「間メディア」という視点から考察する。

2. 2020年、新型コロナウィルスをめぐる間メディア状況

2.1 社会的隔離と日常の間メディア化

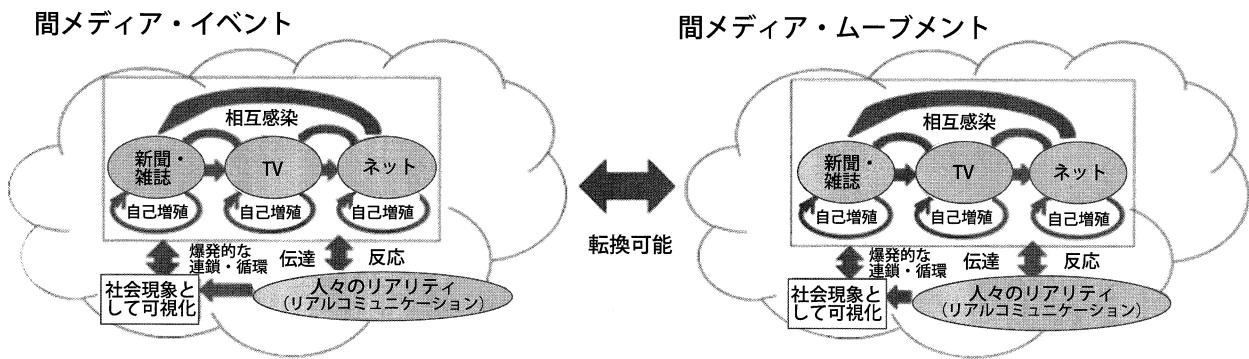
2020年初頭から、中国武漢で発見された未知のウィルスが世界をざわつかせていた。1月16日には日本でも初の感染者が確認され、2月には薬局からマスクが消え始めた。2月3日、集団感染が発生したクルーズ船が横浜に入港し、マスメディアもネットも連日クルーズ船について語り続けた。まさに間メディア空間の沸騰だった。

他方、われわれの日常も「ニューノーマル」へと移行した。コロナ禍が他の多くの災禍と異なるのは、

えんどう かおる

東京工業大学大学院理工学研究科後期博士課程。博士（学術）。専門は社会システム論、社会情報学、メディア論。信州大学人文学部助教授、東京工業大学大学院社会理工学研究科助教授を経て、現職。著書に『ソーシャルメディアと〈公共性〉』（編著、東京大学出版会、2018年）、『ロボットが家にやって来たら—人間とAIの未来』（岩波書店、2018年）、『近代における〈国家意識〉形成の諸問題とアジア』（編著、勁草書房、2019年）など。

図1 間メディア・イベントと間メディア・ムーブメント



(遠藤 2016)

社会の基本である「人びとの繋がり」が強く否定された点にある。コロナは感染症であるため、人間と人間の接触がリスクとされ、まさに社会を構成する人間間の相互関係そのものが禁じられるという事態が発生した。リアルなコミュニケーションを制限された人びとは、その代替としてメディアへと向かった。新聞・テレビ・ネットが相互作用する間メディア空間は、人びとのコロナに関する情報探索活動を一層活発化した。

2.2 不安と不満

一方、日本社会は、それ以前からさまざまな面できしみを生じていた。とくに2017年から問題化した学校の許認可をめぐるモリカケ問題や、2019年春に開催された「桜を見る会」をめぐる疑惑は、政権に対する信頼を大きく揺るがせていた。

感染への不安のなかで、国民の不満はさらに高まり、ソーシャルメディアを介して発信される政府批判が高まり、政策が変更されることもしばしば起つた。

たとえば、COVID-19感染拡大の初期、日本の世論は、政府が国民の私権を制限するような措置には反対の意見が多かった。しかし、状況が悪化するにつれて世論は変化した。北海道知事は、2020年2月26日、小中学校を臨時休校とするよう要請し、世論はこれを支持した。それに刺激されたのか、翌日の2月27日、当時の安倍首相は、全国の小中学校、高校、特別支援学校に、臨時休校を呼び掛け

た。しかし、突然の要請には不満が噴出した。

安倍首相は、さらに同時期、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正を目指した。しかし、野党や弁護士会などが強い懸念を示し、ネットなどでも多くの批判が沸き立った。特措法は3月13日に成立したが、政府は発出に慎重となつた。現物給付やクーポン券の配布についても議論が紛糾し、十万円の定額給付金に決定したのは4月の半ば過ぎだった。

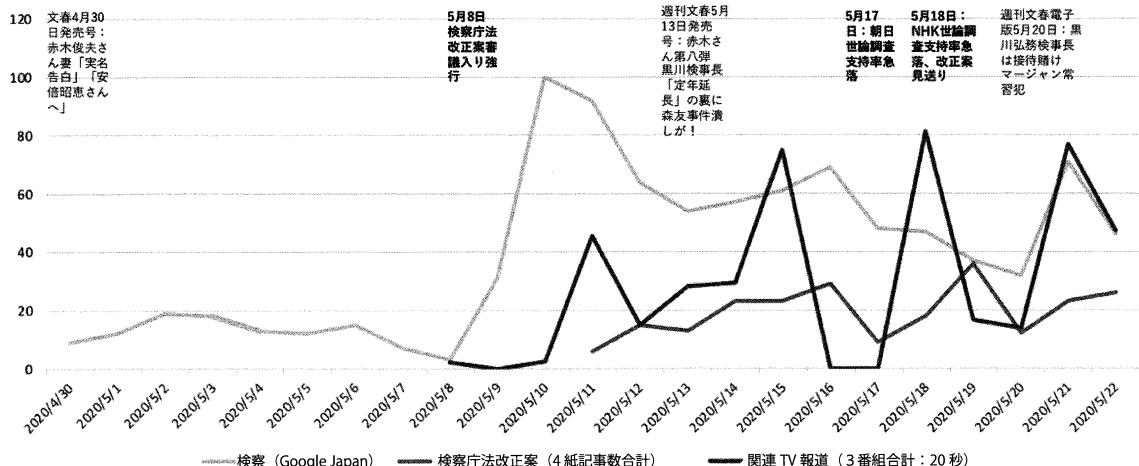
マスク不足に対する不満も大きかつた。安倍首相は4月1日に布マスクを配付すると発表したが、批判が噴出し、「アベノマスク」と揶揄される事態となつた。

ネット上での議論では、ハッシュタグ (#) 付き標語を含む投稿によるハッシュタグ・デモあるいはオンラインデモと呼ばれる活動も頻繁に目にすることになった。

2.3 間メディア・ムーブメントのダイナミズム

このような政策決定の不安定化を懸念して、オンラインデモなどのネット世論は、衆愚による付和雷同的な集合現象であり、取りあげるに値しないと批判する声もある。しかしこのような事態は、ネット性悪論に回収されるものではない。間メディア空間では、これまでと比べて、一般人(非専門家)からの意見—いわば「わきまえない」意見が多くの人びとに届きやすくなり、賛否両論の乱反射が起こりやすくなる。その結果、炎上などの情報沸騰現象(これを

図2 「#検察庁法改正案に抗議します」ムーブメントの動き



※1 各指標は単位が異なっていることに注意。増減のパターンを見るための図化である。

※2 4紙とは、読売、朝日、日経、毎日。記事データベースにより検索。

※3 3番組とは、ニュース7、ニュースウォッチ9、報道ステーション。後二者は土日は放送がない。データは遠藤の算出による。

「間メディア・イベント」と呼ぼう)は、①拡散の速度が速い、②拡散の範囲が広い、③爆発的な現象となる、④収束してもネット上の記憶は長く保存される、⑤発信源はしばしば「無名の」あるいは「匿名の」ユーザーである、などの特徴を示す。

このような間メディア・イベントのダイナミズムを図示したのが、図1である。間メディア・イベントのなかでも公共的な意義をもつものを、間メディア・ムーブメントと呼ぶ

3. 間メディア・ムーブメントとしての「#検察庁法改正案に抗議します」

コロナ禍のこの時期、政府は、コロナ対策だけでなく、いくつかの重要な法案の成立を目指していた。たとえば、検察庁法改正案、種苗法改正、スーパーシティ法、再生エネルギー対策特別会計改正、国民投票法改正などである。これらに反対して、次々とオンラインデモが次々と呼びかけられた。なかでも「#検察庁法改正案に抗議します」は、参加者の多さと現実に与えた影響によって広く知られることとなった。

先にも述べたように、検察庁の関わる諸問題は数年前からくすぶり続けていた。『週刊文春』などの週刊誌も継続的にスクープを掲載していた。しかし、状況は変わらず、検察の独立性が揺らいでいる

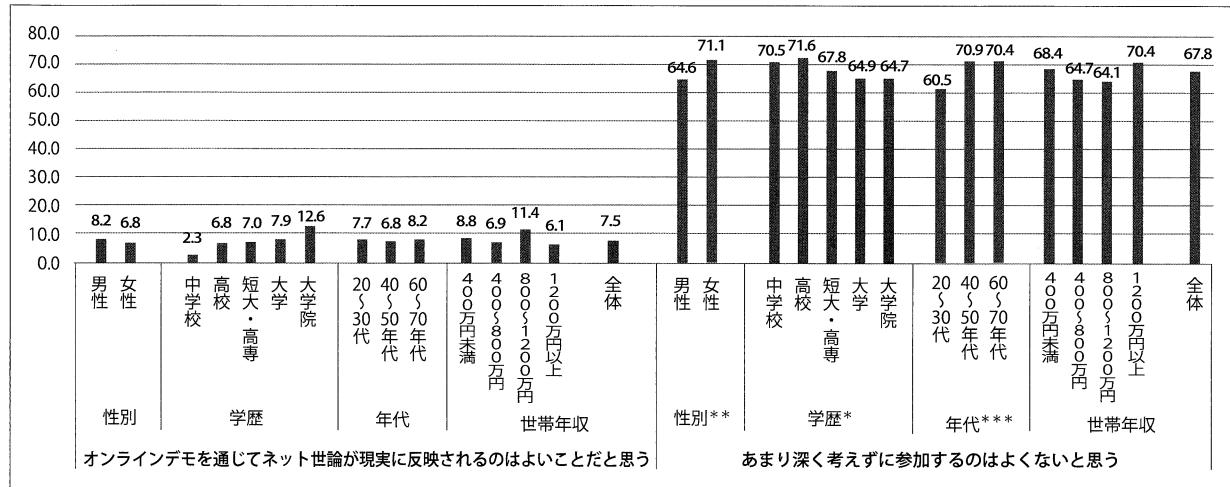
との不満が潜在していた。

5月8日、検察庁法改正案の審議入りが強行された。この事態に、同日19時40分、「笛美」という30代の女性が、「一人でTwitterデモ #検察庁法改正案に抗議します」とツイートした。このハッシュタグは、瞬く間に多くの人にシェアされ、NHK報道によれば380万超という前代未聞の数に達した。

「審議入り」のニュースは、筆者が確認した限りでは、5月8日のニュース7で約45秒報じられただけだったが、ハッシュタグ・デモ拡大を受けて、週明けからはニュースウォッチ9や報道ステーション、新聞各紙も大きく取りあげ始めた。図2は、Google検索による「検察」検索数と、読売・朝日・日経・毎日4紙の「検察庁法改正」関連記事数、ニュース7、ニュースウォッチ9、報道ステーションにおける「検察庁法改正」関連報道総時間数の動きを比較したものである(それぞれ単位が違うので、絶対的比較ではない)。ここから、検察庁法案ムーブメントは、一人のネットユーザーの声に多くの人が共鳴し、それがマスメディアの報道に火を付け、全体として大きな社会運動へと発展したことがわかる。

「週刊文春電子版」の追い打ち(図2参照)もあり、5月17日、18日に公表された世論調査で内閣支持率は不支持率を大きく下回るほど急落した。遂に政府は、18日、法案の見送りを決定した。

図3 オンラインデモに対する意識と属性(%, 2020年12月調査、N=2206、***:p<0.001 **:p<0.01 *:p<0.05)



5月20日、「週刊文春電子版」は渦中の黒川検事長の賭け麻雀を暴露し、黒川氏は辞職した。6月17日、検察庁法改正案は廃案となった。

短期間に大きな盛り上がりを見せ、一定の結果を出したこのムーブメントには、次のような特徴があった。^①もともと大きな問題意識が社会に蓄積されていた。^②マスメディアに先行して一個人が極めて限定的な問題提起を行った。^③そのため、イデオロギー性を避ける人びと（著名人を含む）も参加しやすかった。^④マスメディアは視聴者や読者の関心を前提に大きく取りあげた。^⑤その結果社会的関心が広く拡大し、内閣支持率を大きく下落させた。^⑥支持率は現代の政権運営の核と考えられている。

このような、まさに間メディア的プロセスが作動したことによって、「# 検察庁法改正案に抗議します」は法案を廃案にまで至らしめたのである。いいかえれば、このような特性を獲得できないオンラインデモは、すぐ鎮火されてしまうのである。

4. 社会は変わるのか？

4.1 オンラインデモに対する意識

では、今後、日本でもオンラインデモが一般化するといえるだろうか？

2020年12月に行った意識調査の結果によれば、オンラインデモを「見たことがある」人は全体のおよそ3割から2割5分いるが、参加した人や参加

を誘われた人は5%に満たない。また、「オンラインデモを通じて世論が現実に反映されること」や「誰でも簡単に「デモ」に参加できること」を望ましいと考える人は、10%弱である。反対に、「あまり深く考えずに参加すること」を危惧する意見は6割以上いる。「オンラインデモ」に対するこのような意見は、現実の「デモ」に対する意見とあまり変わらない。ただ、「見たことがある」人は増えている。

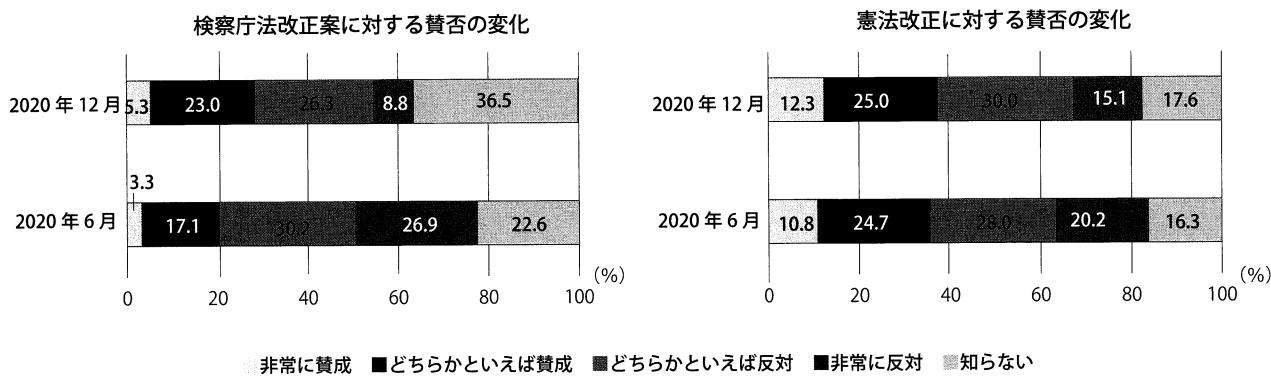
この結果を、属性別にクロス集計した結果が図3である。オンラインデモに対しては、性別なら男性の方が、学歴別なら高学歴のほうが、肯定的な見方をしている。一方、オンラインデモに「あまり深く考えずに参加するのはよくないと思う」についてクロス集計を行うと、肯定的意見とは正反対の傾向を示しており、男性より女性が、学歴が低い方が、慎重な傾向を示している。つまり、相対的に社会的に弱い立場にいる者の方が異議申し立てを躊躇する傾向がある。これは、弱い立場にあるものが「わきまえる」ことを強制される社会の空気によるものだろう。

だが、「# 検察庁」のように、「わきまえないこと」が社会的に有効であるとの意識が高まれば、この空気が変わっていく可能性もあるだろう。

4.2 間メディア・ムーブメントは持続可能な社会変動に繋がるか

間メディア・ムーブメントは、さまざまな思いが特定の方向に結晶化することで大きな力となることを

図4 檢察庁法改正案および憲法改正案に対する賛否の変化



可能にするが、脆弱である。こうした運動は、短期的な成果は出しが、長期的に社会構造そのものを再構築するまでには至らないことが多い。

たとえば、「#検察庁法改正案に抗議します」運動でも、たしかに検察庁法改正案を廃案に追い込んだが、いずれまた同様の改正案が国会に提出された時、再び同様の運動が起こり、成功することは保証されない。なぜなら、それらは、体系的な思想も、組織も、指導者ももたないからである。だから、共有されていた目的が達成されると、参加者たちの間の違いが浮かび上がる。反対の立場にいる者たちからの批判が高まり(バックラッシュ)、誹謗中傷に脅かされたり、確信が揺らぐこともある。

図4は、検察庁法改正案および憲法改正に対する賛否の意見分布を、2020年6月調査と2020年12月調査とで比較したものである。前者については、6月調査より12月調査で賛成派が増え、反対派が減っている。その一方で「知らない」という人が大幅に増えており、運動の風化の早さを窺わせる。これに対して、後者については分布がほとんど変わっていない。長期にわたって議論され続けてきた問題では、民意が安定していると考えられる。

5. おわりに

以上見てきたように、ソーシャルメディアの一般化は、間メディア・ムーブメントの活性化を招来している。それは日本に留まらず、#BlackLivesMatter

(BLM)など、世界的な傾向もある。ただし、それが民意を反映した社会の民主化へと接続しているかといえば、必ずしも一概には言えない。

とはいって、これまであれば問題化しなかった問題が、問題として可視化されるメリットもある。従来暗黙に「わきまえる」ことを強いられてきた人びとからも問題提起できることは重要である。そもそも日本では、アメリカなどと比べて、デモや個人からの異議申し立てによる政治参加に積極的でない傾向がある。オンラインデモがその敷居を低くするかもしれない。

同時に、間メディア・ムーブメントの脆弱性も、今後の重要な検討課題である。間メディア・ムーブメントを「一時的」「感情的」な大衆現象と軽視するのは一種の権威主義に陥りかねない。しかし同時に、非合理的で反公共的な運動が盛り上がることも危惧される。また、根拠のない誹謗中傷や、非建設的なバックラッシュが状況を混乱させることもある。ムーブメントを持続可能な社会変革へと接続するためには、日常的で継続的な議論の場を拓いていくことが求められる。■

《参照文献》

- 遠藤薫、2016、「間メディア・ムーブメントの拡大と収束」（『学習院大学法学会雑誌』第52巻1号）
- 遠藤薫、2016、「間メディア民主主義と〈世論〉」（『社会情報学』第5巻1号）
- 遠藤薫（編著）、2018、『ソーシャルメディアと公共性』 東京大学出版会